

境港市RPAシステム導入業務

プロポーザル実施要領

令和4年11月

境港市

1. 目的

職員の業務負担低減を図るため、定型業務の自動化を行う R P A システムを導入するための公募型プロポーザルを実施する。

本プロポーザルは、R P A の機能、操作性・利便性はもとより、導入や運用に係る支援内容や、知識、技術、実績及び企画力等を総合的に評価し、優先交渉者として選定する。

2. 概要

(1) 名称

境港市 R P A システム導入業務

(2) 内容

境港市 R P A システム導入業務仕様書のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

(4) 提案上限額

提案上限額は以下とする。

月額費用（システム利用、運用保守等）

【フル機能版】月額 1 2 0 , 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含まない）

【実行専用版】月額 3 0 , 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含まない）

なお、初期費用は月額費用【フル機能版】に含めるものとする。

また、今年度の契約期間は 3 カ月（1 月～3 月）とする。

3. 参加資格要件

参加者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、最優秀提案者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 他自治体への R P A システム提供の実績（元請の場合に限る。）があること。

イ 境港市から指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

エ 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行わない者またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

カ 境港市が課する税の滞納をしていないこと。

4. スケジュール

(1) 公募開始 (公告日)	令和4年11月15日 (火)
(2) 質疑書提出期限	令和4年11月18日 (金) 午後5時
(3) 質疑回答	令和4年11月22日 (火) ※予定
(4) 参加申込書提出期限	令和4年11月25日 (金) 午後5時
(5) 参加資格確認結果通知	令和4年11月29日 (火) ※予定
(6) 企画提案書提出期限	令和4年12月 2日 (金) 午後5時
(7) 第1次審査結果通知	令和4年12月 6日 (火) ※予定
(8) 第2次プレゼンテーション審査	令和4年12月12日 (月)
(9) 第2次審査結果通知	令和4年12月16日 (金) ※予定

5. 担当部署 (問い合わせ及び書類提出先)

〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地 境港市総務部地域振興課

電話：0859-47-1010 F A X：0859-44-3001

電子メール：infosys@city.sakaiminato.lg.jp

※ F A X または電子メールで送信した場合は、電話で受信確認を行うこと。

6. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式第1号】

イ 会社概要書【様式第2号】

ウ 事業実績書【様式第3号】

(2) 提出方法

持参または郵送 (いずれの方法でも提出期限内必着とする。)

郵送の場合は、参加申込書等が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら確認できる方法で郵送すること。

(3) 提出期限

令和4年11月25日 (金) 午後5時

(4) 参加資格確認

参加資格の確認結果について、令和4年11月29日 (火) までに通知する。

(5) 辞退届

参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届【様式第4号】を提出すること。

7. 質疑回答

(1) 提出書類

質疑書【様式第5号】

(2) 提出方法

電子メール

質疑書が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら市に問い合わせ確認すること。

(3) 提出期限

令和4年11月18日（金）午後5時

(4) 質疑に対する回答方法

令和4年11月22日（火）までに、市ホームページ上で回答する。また、回答においては、質疑者名は公表せず、意見表明等本件の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び数量

ア 企画提案書《正本1部＋副本（写し）6部》

※表紙に【様式第6号】をつけること。

【企画提案書記載項目】

①会社概要

②RPA仕様

③「9. 審査方法－（4）審査」の審査項目に係る内容

④スケジュール

RPA提供までのスケジュール

⑤その他

追加提案、アピールすべき提案等

イ 提案見積書【様式第7号】《1部》

※必要に応じて見積金額の内訳書を添付すること。

(2) 提出方法

持参または郵送（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

郵送の場合は、企画提案書等が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら確認できる方法で郵送すること。

(3) 提出期限

令和4年12月2日（金）午後5時

9. 審査方法等

【1】第1次審査

(1) 参加申込者が5社を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」を評価し、その結果により5社を選定する。

なお、参加申込者が5社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

(2) 審査結果の送付

第1次審査の結果について、令和4年12月6日（火）に全ての提案書提出者へ通知を発送する。

第1次審査合格者については、プレゼンテーション審査実施日を併せて通知する。

【2】第2次プレゼンテーション審査

(1) 開催日時

令和4年12月12日（月）※時間については、別途連絡する。

(2) 開催方法

オンライン形式とする。※詳細については、別途連絡する。

(3) プレゼンテーション

提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足説明をする。プレゼンテーション時間は1社あたり40分（準備、説明、質疑を含む）以内とする。

(4) 審査

境港市RPA導入業務事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次に示す審査項目により審査を行い、総合的に最も優れた提案者（最優秀提案者）を選定する。

なお、審査委員会は非公開とする。

【審査項目】（合計100点）

項目	審査の視点
機能 (40点)	・視認性や操作性に優れているか。 ・職員によるシナリオ作成等が容易であるか。
サポート (30点)	・シナリオ作成等のサポートは十分か。 ・定期的な研修、相談等が可能か。
運用 (10点)	・導入計画に無理はないか。
見積金額 (20点)	評価点＝配点×（全提案者の最低見積金額／提案者の見積金額） ※評価対象とする見積金額は、フル機能版＋実行版×2とする。

※審査会で評価された評価点について、50点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。

(5) 第2次審査結果

審査結果は、令和4年12月16日（金）に、参加者全員に通知する。

10. 契約締結の交渉及び契約締結

ア 選定された最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となった場合は、審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

イ 契約締結の交渉における内容、経費等については、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、改めて協議するものとする。

11. 失格

次に掲げるもののうち、いずれかに該当した場合には、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと境港市が認める場合

12. その他

(1) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費については参加者負担とする。

(2) 境港市が提供する資料等は、本プロポーザルへの参加に係る目的以外に使用できず、また、本プロポーザル参加者は参加にあたって知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。

(3) 提出された提案書等については、本プロポーザルの目的以外に、提出者に無断で使用しない。

(4) 提出された提案書等は返還しない。

(5) 提出された提案書等は、境港市RPA導入業務事業者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は認めない。

(6) 審査の過程内容については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立てについても受け付けない。